

地域活性化

1. 地域活性化に向けた政府の取り組み

1) 地域活性化政策体系（平成 19 年 2 月 5 日：地域活性化の推進に関する検討チーム（議長：内閣官房副長官補）

（資料 1）

地域活性化の取り組みを各省庁の垣根を越えて横断的・一体的に強化する観点から、都市再生、中心市街地活性化、構造改革特区、地域再生について、政府一体となって推進していくこととされている。

2) 中心市街地活性化

中心市街地の活性化については、平成 18 年度にまちづくり三法（中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（以下「中心市街地活性化法」という。）都市計画法、大規模小売店舗立地法（以下「大店立地法」という。))が改正され、中心市街地の活性化のための基本理念をあらたに定めるとともに、基本方針を策定することとし、市町村が作成する中心市街地活性化基本計画について、内閣総理大臣による認定制度を創設し、多様な都市機能の増進と商業地の活性化に意欲的に取り組む市町村を重点的に支援する等のスキームがあらたに創設された。

（資料 2）

3) 地域力再生機構の創設

地域経済の再生を図り、その成長力を強化するために、地域の企業、地域金融機関、自治体が一体となった「包括戦略」が必要であることを本年 4 月 20 日に行われた経済財政諮問会議にて民間議員が指摘。これを受けて、経済財政諮問会議の下に「地域力再生機構（仮称）」研究会（増田寛也座長）が置かれ、6 月末から 8 月上旬まで議論を行った。この研究会で取りまとめられた中間報告が 8 月 7 日に諮問会議で報告されている。

経済財政改革の基本方針 2007(平成 19 年 6 月 19 日)では、第 2 章 1. 成長力加速プログラムの中で地域経済の成長力向上の一環として位置づけられている。

（資料 3）

2. 中心市街地活性化施策の具体的な実施例

1) 中心市街地活性化基本方針（抄）

第1章 中心市街地の活性化の意義及び目標に関する事項

2. 中心市街地の活性化の目標

中心市街地の活性化は、中心市街地に蓄積されている歴史的・文化的資源、景観資源、社会資本や産業資源等の既存ストックを有効活用しつつ、地域の創意工夫をいかしながら、地域が必要とする事業等を、総合的かつ一体的に推進することにより、地域が主体となって行われるべきものであり、これを通じて次の目標を追求すべきである。

人口減少・少子高齢社会の到来に対応した、高齢者も含めた多くの人にとって暮らしやすい、多様な都市機能がコンパクトに集積した、歩いて暮らせる生活空間を実現すること。

地域住民、事業者等の社会的、経済的、文化的活動が活発に行われることにより、より活力ある地域経済社会を確立すること。

（中略）

第5章 中心市街地における都市福利施設を整備する事業に関する基本的な事項

1. 都市福利施設を整備する事業の必要性

中心市街地の活性化を実現するためには、生活者の視点から、教育文化施設や医療施設等を含めた、多様な都市機能の集積を図ることが必要である。これら都市の居住者の共同の福祉又は利便のために必要な施設は、交流人口の増大等によりにぎわいの創出に寄与するものであるが、モータリゼーションの進展や相対的に高い地価等を背景に郊外移転が進み、このことが中心市街地の衰退の一因となっている事例も見受けられる。

このことにかんがみ、中心市街地における居住者等の共同の福祉又は利便のため必要な施設を、都市の中核的機能を担う「都市福利施設」として基本計画に記載し、その整備を推進することが必要である。

2) 中心市街地活性化基本計画の具体例

青森市中心市街地活性化基本計画

【現状】

1970年以降、卸売市場、県立中央病院、県立図書館等の公益施設が郊外部へ移転し、またインフラが整備されていったことを受け、市街地が拡大した。その結果、1970年から2000年までの30年間で、中心市街地を含む既成市街地から郊外部の新市街地へ約1万3千人の人口が流出。中心市街地の空洞化が問題になっている。（同計画より要約）

【中心市街地活性化の目標】

目標1 多くの市民が賑わう中心市街地（街の楽しみづくり）

評価指標	現況値（H17年）	目標値（H23年）	備考
中心市街地の歩行者通行量	59,090人	76,000人	中心市街地14地点の合計

（資料：現況値 青森商工会議所 H17歩行者通行量調査6月平日）

昭和50年代前半、青森駅前には海産物市場を中心にりんご行商などの店舗が並び市民の台所として賑わいをみせていた既成市街地の歩行者通行量は10万人程度で、こうした市場への買い物のほか県立中央病院や県立図書館など医療・都市施設の利用者も多く含まれていた。その後、再開発事業による駅前整備で中心市街地は新たな魅力が向上したが公共施設の移転や大規模小売店の動向による影響が大きく、現在の歩行者通行量はその時の約6割前後で推移している。

生活・居住を中心とした機能集約を目指す当該地区で、文化観光交流施設、総合交通ターミナル整備、芸術文化・交流拠点となる（仮称）市民ホール、パサージュ広場やその周辺整備などを進めるとともに、平成18年度から開催されたAOMORI 春フェスティバル等のイベントを展開し、平成22年度の東北新幹線開業による多くの来青者を確保するため市民と観光客が楽しんで歩ける街を創り、その効果を中心市街地の歩行者通行量で把握する。（同計画より抜粋）

帯広市中心市街地活性化基本計画

【現状】

本市の中心市街地は、平成8年11月に鉄道連続立体交差化されたJR根室本線の帯広駅を中心にバスターミナル、立体・地下駐車場、自転車駐輪場、観光バス駐車場が配置され、本市はもとより十勝圏域全体における交通の要衝として重要な役割を果たしている。

本市の都市的発展は、開拓以来JR帯広駅北側から進められた結果、本市の歴史とともに歩んできた地元百貨店や、各種専門店、飲食店が集積した商店街、市役所をはじめ税務署などの国の出先機関、中央郵便局やNHK放送局などの公

共公益サービス施設、総合病院などの医療機関、事業所など様々な都市機能が集積している。

しかし、鉄道連続立体交差化を契機としてJR帯広駅南側の発展も著しく、大型スーパーのほか、総合病院、図書館、市民文化ホール、とかちプラザ（生涯学習センター、定住交流センター）などの新たな公共公益施設の立地が進み、特に、近年は高層分譲・賃貸マンションの建設が進められてきた結果、文化・居住ゾーンが形成されつつある。



JR帯広駅の南側から見た中心街



地元唯一の百貨店「藤丸」

本市における中心市街地の衰退は、昭和30年代から徐々に進行してきました。人口が10万人を超えた昭和30年代中頃から柏林台団地や大空団地の造成とともに、住宅地は次第に郊外へ広がりはじめ、クルマ社会の進展と相まって大型商業施設が、郊外に立地するなどの影響により、徐々に中心市街地の空洞化が顕在化してきた。

特に、中心市街地においては、昭和50年から24年間にわたり営業を続けてきた大型スーパー「イトーヨーカドー帯広店」が、平成10年11月に郊外へ移転したことを契機として、より深刻な状況を迎えるに至っている。（同計画から抜粋）

【中心市街地活性化の目標】

目標2（買適ゾーンの形成）に関する数値目標設定の考え方

賑わいのある中心市街地の実現を表す指標として、「歩行者通行量」が適切な指標と考える。

本基本計画では、中心市街地の賑わい、商業の活性化につながる重要な事業として、旧イトーヨーカドー跡ビルの再生を位置づけているほか、広小路商店街の再生事業、歩行者天国、快適な買い物空間を演出するための共通駐車券事業、ロードヒーティング事業、新規起業を支援する商人塾事業などの取り組みによって、地元唯一の百貨店を中心とした市道南8丁目線（そぞろ歩き軸）での賑わいの再生が期待されることから、その進捗状況を表す指標として「歩行者通行量」を設定する。（同計画より抜粋）